字高通　三番　標柱四号
二番　標柱五号
七番二　標柱六号
一三番　標柱七号
一八番　標柱八号
二一番一　標柱九号
二二番　標柱十号
二三番　標柱十一号

**○農林水産省告示第千三百二十九号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年七月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

北海道藤崎の沢地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱八号（平成十六年十月二十五日付農林水産省告示第千九百二十七号）から標柱十一号（既指定区域標柱十五号）までを順次結んだ線及び標柱十一号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

北海道勇払郡むかわ町穂別稲里

二五六番三地先河川敷地　標柱一号
標柱二号
標柱三号
標柱四号
標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号
標柱十号
標柱十一号

**○農林水産省告示第千三百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町上津黒字西ヶ谷三九二の一、三九三、三九四、三九五の一、三九五の二、麻生字小池五四六から五四八まで、五四八の一、五四八の二、五四九、五四九の一、五四九の二、五五〇の一、五五一、五五二、五五八、落岩字暮ノ谷六三二の二一、六三二の五〇

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町石田百井字長畑一九〇の一、字荒神谷七一一の一、七一六から七一八まで、七一九の一、土師百井字坂口三四九の一、三五〇の一、三五一の一、字東薬谷四二三から四三一まで、字谷口通リ乙四四四から四四六まで、四五一、四五一の一、字西薬谷四五五、四五六、四五九、上峰寺字笑ヒ道谷三八六の一、郡家字妙楽四六〇、字通谷西平七四九、七五一の一、七五二の一、七五二の二、七五三の一、七五六の一、七五七の一、七五八の一、字明楽七五九、七六〇の一、麻生字澤六〇〇の一、六〇〇の四、六〇一の一、六〇一の二、池田字上平六三八の二、六三八の五、字瀧ノ奥西平六四一の三、六四一の五、六四一の六、六四一の八、字善坊東平六四二の二から六四二の四まで、米岡字舟伏ヨリフキ通マデ八〇七の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字妙楽四六〇、字通谷西平七四九、七五一の一、七五二の一、七五二の二、七五三の一、七五六の一、七五七の一、七五八の一、字明楽七五九、七六〇の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町宮谷字吉谷二九二の二、二九四の二から二九四の四まで、郡家字神馬七二〇の二（次の図に示す部分に限る。）、七三八の一、字通谷東平七四一の三、七四一の四、七四二、七四三の三、字通谷西平七四五の二、七四八、七五八の二、西御門字下ホフキ一〇〇五の一、一〇〇五の二、一〇〇六の一から一〇〇六の四まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡南部町伐株字丸谷五三八、字屋敷三七一、中字飛石谷山九三九の二、字マタラカ峠谷山一一九九、八金字ヤナゲ谷山九二〇、九二二から九二四まで、九二五の二、東上字大成二五九の一、字客ノ上七六六、字後口垰九五九、能竹字信谷奥一二六の一、一二六の二、字後口谷三四八、字畑ヶ谷中三六七、字八荒神七三三、七三三の一、下中谷字源太夫一八八四、字椿谷二二八四、二二八五の一、字大林二六六九の一、二六七四の一、二六七四の七、上中谷字椿ヶ谷三三から三五まで、字フロノ下モ四一の一、字ヘイ垰五二、字コリカキ四八、字上向九二、字向山上一一五、字管ノ垰山三二九の一、字向山中四三九の一、字家ノソラ七九四、七九六、七九七の一、字清水平山九三二、字山神谷九三九、字堀田ヶ垰前九五一、字アラ田ヶ垰山九八三の一、九八三の二、字栗元山一二九三の一、字堂ノ垰山二二一八の二、字道ノ上二二六〇の一、二二六〇の二、字堂廻り二四九八の一、字才ノ谷南平二六一二の一、字テイカ垰二五六六の一、二五六六の五、字才ノ谷奥二五八六、大木屋字家ノ奥三三八の二、字上ミ向山三五一の三、字九反場五五二の二、五五一、字奥田ノ上六〇四の二、原字城山五三〇、鴨部字古城一五六〇、馬場字荒神後山七三〇の一、徳長字大谷三九二、掛相字屋敷三四三、三四四の二、字家ノ上山三六一、三六二の一、三四六の二、三六三から三六五まで、三六九から三七四まで、北方字夏焼谷五九一、猪小路字権善山二二、二三の一、二四、二六、二七、三二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　(一)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町神垣字カシ谷二〇八、字峠二四〇、字上峠二四四、二四四の一、二四七の一、字数ノ内二四六、二四六の一から二四六の三まで、二四七、二四八、二四九の一、二四九の二、字反田二五〇の一、二五一、二五二、二五三の一から二五三の三まで、二五四、二五四の二、二五五、二五五の一、字後谷二五六から二五八まで、二五八の一、二五九の一、字山ノ神ノ下二六〇の一から二六〇の三まで、二六一、二六一の一、二六二、二六三の一、二六四から二六六まで、二六六の一、二六七、二六七の一、字堤ノ下二六九、